

## 申し入れ書

2025年3月31日

経済産業省 資源エネルギー庁

長官 村瀬佳史 様

原発問題住民運動全国連絡センター筆頭代表委員・持田繁義

東京都千代田区三崎町 2-11-13 MMビルII

402 電話 03-5215-0577 FAX03-5215-0578

昨年（2024年）の元日に襲った能登半島地震、並びに昨夏、初めて発表された「南海トラフ地震臨時情報」（巨大地震注意：29都府県707市町村を対象。2024年8月8日～15日終了）は、地震列島・火山列島への原発立地の危険を、改めて知らせるものとなりました。

福島第一原発事故は、日本の史上最悪の原子力災害でした。地震列島・火山列島への原発立地はもともとあってはならないことを歴史の教訓として示したものでした。

ところが、前岸田政権は2022年夏、福島原発事故後、政府が掲げてきた「原発依存の低減」の姿勢を投げ捨て「原発回帰」を表明しました。しかも、「敵基地攻撃能力の向上」「戦争する日本」路線の下での「原発回帰」宣言でした。このことは、日本各地の原発に対する相手側からのミサイル攻撃を招きかねず、日本の原発の危険を、格段に増幅させることになりました。

石破政権は、先月「第7次エネルギー基本計画」を閣議決定しました。そこではこれまで盛り込まれていた「原子力を可能な限り低減する」との表現を削除し、原発の「最大限活用」に大転換することをうたいました。

これら政府の「原発回帰」「原発最大限活用」路線は、そもそも、福島第一原発事故を引き起こした要因についての司法判断を回避し、ただ政治的に「国の責任はない」とした最高裁第2小法廷の不当判決（2022年6月17日）を受けてのものです。しかし、これは、「原発回帰」「原発最大限活用」路線の合理的裏付けとなるものではありません。

逆に、国民の命と財産を福島第一原発事故の「二の舞」にさらすものであり、合わせて日本固有の再生可能エネルギーの開発促進への大障害をもたらすものです。

私たちは、「戦争する日本」「原発の最大活用」を撤回し、平和な日本と「再生可能エ

エネルギー・蓄電・省エネルギー」社会への抜本的転換を求めます。

福島第一原発事故の汚染処理水の海洋放出をやめ、被災者救済対策・被災地復興対策と事故収束対策に真摯に取り組むことを求めます。

私たちは、この立場から下記の「申し入れ」を行うものです。真摯な回答を求めます。

## 記

### 1、事故から14年経っても福島県民の苦しみは続いています。

1) 福島原発事故は、第一義的に事業者たる東京電力の責任であることは明らかですが、同時に、当時の「規制基準」に合格した原発は安全だとする「原発安全神話」を振りまいてきた国の責任も重大です。この点について、貴庁のあらためての见解を問います。

2) 事故の被災者救済対策には、避難者の正確な掌握は不可欠です。

ところが国は避難者数を2024年12月10日の発表で県外14,849人、県内5,756人の「2万5,610人」としています。しかし、県内の場合は親戚・知人宅等に避難している人は避難者としているが、自ら住宅を取得した人や復興公営住宅(県内に4,389戸)等へ入居している人は避難者とせず極めて恣意的なものとなっています。そのため例えば、いわき市には避難指示区域がある12市町村に住民票を持つ避難者が1万6千人余いるのにゼロ扱いとなっています。

避難指示の出た12市町村に住民票を持っている人数から、居住している人数を差し引けば、避難者は約4万5千人おり、「3.11」前の居住者14万7,428人から見れば10万2,428人(亡くなった人も含め)が故郷に戻っていません。加えて、これらの市町村では、小中学生が事故前の1割しか戻っていません。貴庁はこうした事実を認識していますか。隠れた避難者への支援をどのようにお考えですか。

#### 2) 福島復興について

福島復興に関わる以下の実態についての認識／対策をお聞かせください。

① 水稲収穫量が福島県全体で事故前の73.5%、とりわけ役場ごと全住民が避難した9町村では13.9%に過ぎない事実を認識していますか？

② 福島県産牛肉価格が全国平均より29.4%低くなっていること、シイタケ栽培は全滅していることを認識していますか？

③ 沿岸漁獲高が事故前の20%台に留まっていることを認識していますか？

政府と東電が被災者救済対策、復興対策に真摯に取り組むことをもとめます。

### 2、「原発の最大限活用」路線について

石破政権は「第7次エネルギー基本計画」にこれまで盛り込まれていた「原子力を可

能な限り低減する」との表現を削除し、原発の「最大限活用」に大転換することを閣議決定しました。

この「原発の最大限活用」路線は、前岸田政権が福島第1原発事故について「国の責任はない」とした、最高裁判決(2022年6月17日)を受けての「原発回帰」宣言を継承したものです。この最高裁判決は、事故に至る一切の司法判断を避け、ただ政治判断による「国の責任はない」とする極めて不当な判決です。原発の安全を保障するものではありません。

「原発の最大限活用」路線は、原発の危険を増幅するものです。国民の生命と財産は、これまで以上に原発の重大事故の危険にさらされます。

「原発の最大限活用」を掲げた「第7次エネルギー基本計画」は、「2040年度の電力構成は原発で2割程度」としています。すべての既存原発再稼働、また仮に認められたとしての原発新增設、など国民世論や審査期間を考えれば、この目標は到底実現不可能なものです。無理に無理を重ね、拍車をかければかけるほど、重大事故を繰り返す危険も格段に増します。貴庁の見解を問います。

私たちは、「第7次エネルギー基本計画」の閣議決定を撤回し、「再生可能エネルギー・蓄電・小エネルギー」社会への転換を求めます。

### 3、破綻した核燃料サイクルの抜本的な転換を

長年にわたって日本の原子力政策の柱をなしてきた「核燃料サイクル」は明らかに破綻しています。着工から32年経ち、すでに22兆円も注いできたにもかかわらず、完成の見通しも無い六カ所の再処理工場、高速増殖炉開発路線など、なお政府／経産省が固執する核燃料サイクル路線は、膨大な予算と無駄な時間を浪費する、全く無責任な路線と断ぜざるを得ません。直ちに「核燃料サイクル」を撤回し、原子力政策の抜本的転換を求めます。貴庁の見解を問います。

### 4、「再生可能エネルギー」開発について

「第7次エネルギー基本計画」について「我が国はすぐに使える資源に乏しく」と書いていますが、日本は再生可能エネルギーに恵まれていると考えます。貴庁の認識は誤っているのではないですか。

多雨の日本の水力は独特のもので、高いポテンシャル・エネルギーを持っています。これをエネルギーとして利用するには、「五月雨をあつめて早し最上川」式に自治体主導の「地産地消」の「ローカルエネルギーネットワーク」構築は不可欠です。しかし、この貴重な資源は現在の大電力生産・大量消費型の構造の下で十分に生かされていません。日本の大電力支配体制の抜本的改善と結びつかないままでは、日本の再生エネルギー開発はありえません。

日本独特・優位の「再生エネルギー」開発計画を持つうえで、「原発の最大限活用」

は重大な障害であり続けます。日本の再生可能エネルギー開発への転換に「原発の最大限活用」路線の廃止は不可欠の前提です。

再生可能エネルギー開発に貴庁が率先して取り組むことを求めます。

#### 5、原発開発の「負の遺産」について

日本は見切り発車で原発開発を進めた結果、福島原発事故を引き起こすとともに、膨大な使用済核燃料、高レベル放射性廃棄物、プルトニウムを生み出し、さらに続出する原発の老朽化と、廃炉という、処理・処分の困難な「負の遺産」に直面しています。

貴庁は、無責任な原発開発により生み出されたこれらの「負の遺産」をどのように認識し、対処されるのか説明ください。

(以上)